

茨木市立図書館移動図書館の運営に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市立図書館条例施行規則（平成4年茨木市教育委員会規則第3号）に定めるもののほか、茨木市立図書館移動図書館（以下「移動図書館」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(移動図書館の愛称)

第2 移動図書館の愛称は、「ともしび号」という。

(巡回日時)

第3 移動図書館の巡回日時は、茨木市立中央図書館長（以下「館長」という。）が別に定める。

(巡回場所)

第4 移動図書館の巡回場所（以下「巡回場所」という。）は、おおむね次の図書館施設の奉仕対象範囲を除く地域とする。

施設	奉仕対象範囲
中央図書館	1, 500 m
分館	1, 000 m
分室	500 m

(奉仕範囲)

第5 移動図書館の奉仕対象範囲は、おおむね300m以内とする。

(巡回場所の設置)

第6 館長は、次に掲げる要件を考慮したうえで、移動図書館巡回場所を決定する。

- (1) 移動図書館の通行が容易で、かつ、周辺道路事情が良好であること。
- (2) 移動図書館の一定時間の駐車が可能で、利用者が安全に利用でき、かつ、効な業務が確保できること。
- (3) 駐車禁止場所でないこと。
- (4) 公有地に設置する場合は、所轄官庁の許可が得られること。
- (5) 民有地に設置する場合は、当該地の所有者からの承諾が得られ、かつ、周辺住民の協力が得られること。
- (6) 一定数以上の利用者が見込まれ、継続的に図書館資料の貸出等の利用効果が期待できること。
- (7) 前各号のほか、館長が特に必要があると認めるときは、設置すること

ができる。

2 館長は、前項の要件を満たす場合であっても、移動図書館の運営に支障があると認めるときは、設置しないことができる。

(巡回場所の所在地)

第7 巡回場所の所在地は、別表のとおりとする。

(巡回場所の廃止)

第8 館長は、次の各号のいずれかに該当したときは、巡回場所を廃止することができる。

(1) 図書館施設が新設され、当該巡回場所が第4に規定する奉仕対象範囲に含まれたとき。

(2) 巡回場所の使用が不可能となり、その代替場所の確保が困難となったとき。

(3) 継続的な貸出等の利用効果が期待できないとき。

(4) 前各号のほか、館長が廃止することが適当と認めるとき。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年5月15日から実施する。

別表

巡回場所	所在地
見山の郷	長谷 1 1 3 1 番地
北辰出張所	泉原 3 3 2 番地の 3
忍頂寺自治会館	忍頂寺 1 5 9 番地の 3
大岩自治会館	大岩 2 1 2 番地の 1
車作クラブ	車作 3 5 6 番地の 1 付近
美穂ヶ丘南公園	美穂ヶ丘 1 9 番内
郡山府営住宅集会所	新郡山一丁目 1 5 番 1 号
安威南二号公園	南安威二丁目 1 1 番内
西福井府営住宅集会所	西福井二丁目 3 番内
北春日丘児童遊園	北春日丘一丁目 2 5 番内
郡山団地 A 5 棟前	新郡山二丁目 5 番内
春日丘八幡宮	南春日丘四丁目 1 番内
白川中央公園	白川二丁目 2 4 番内
蔵垣内会館	蔵垣内三丁目 1 1 番 2 3 号
岩倉公園	岩倉町 2 番 1 5 0
清溪小学校	泉原 8 5 7 番地
忍頂寺小学校	忍頂寺 3 1 番地の 2